

『学習指導要領とは』

平成29年3月31日、改訂がなされた幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、及び中学校学習指導要領の告示が公示されました。

そもそも学習指導要領とは、全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省では、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めています。これを学習指導要領といいます。

学習指導要領では、小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めています。これとは別に、学校教育法施行規則で、教科等の年間の標準授業時数等が定められています。各学校では、学習指導要領や年間の標準授業時数等を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、教育課程（カリキュラム）を編成しています。

この新しい学習指導要領は、小学校が平成32年度から、中学校は平成33年度から全面実施となります。（幼稚園の「新教育要領」全面実施は平成30年4月～）

小学校も中学校も平成30年度から先行実施といって全面実施までの2～3年間の移行期間に取り組むことができるものは教育課程に位置付けて行うこととなります。

新学習指導要領で学校に「生きる力を育むこと」を求めている点は、これまでの指導要領と変わりませんが、このたびの改訂案の特徴は、生きる力を育むために、①知識や技能 ②思考力、判断力、表現力 ③学びに向かう力、人間性 の3つの育てるべき資質・能力を示していることにあります。

また、「社会に開かれた教育課程」という新しい考え方が示されており、よりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有することやどのように学び、どのような資質・能力を身につけられるようにするのかをはっきりさせて、社会と連携することと説明されています。

大きく変わる点としては、小学校5・6年生のこれまで行われてきた外国語活動が新学習指導要領では外国語（英語）の教科となり、読むことと書くことが扱われるようになります。道徳については平成27年の改正ですでに「特別の教科」となっています。

この他にも変わる点は、いろいろとありますが、今後、授業のあり方について指導方法の改善を図っていかなくてはならないことに、「主体的・対話的で深い学び」ということ

がいられています。これまでも、子どもたちが主体的に学びに向かうためにはということが授業のあり方を検討する際に様々論議を重ねてきました。しかし、子どもたちが受け身になってしまう授業になりがちになってしまう状況は多々あると考えられます。

子どもの前に立ち、懸命に子どもたちに理解してもらいたいと説明を繰り返している授業をよく見かけますが、やはり、子どもは聞くだけで、教師の説明を理解できる子は限られていて、その他大勢は教師の努力の甲斐もなくといったことがよくありました。

劇的に変化する社会の中で、子どもたちに必要とされている力とは何か、学校はその力を育てるために、どんな教えを実践しなければならないのか、という議論が今回の指導要領の改訂の出発点だったときいています。

少子高齢化が進み、多くの外国人が来日し、人工知能に代表される科学技術の進化のスピードはさらに加速しています。5年後、10年後ですら予測できない社会をまさに私たちは生きています。これからを生き抜く子どもたちには、そんな未知の課題に向き合い、未来を切り拓く力が必要です。そのために、受け身の授業でなく、議論や体験学習を通じて、子どもたちに「自ら主体性を持って学ぶ方法」を教えることが重要になってきます。